

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第103号

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式目次中「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第14号様式中「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス

等給付費支給申請書」を「政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」を「第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」に、「政令第43条の5第1項に規定する」を「上記の」に改める。

第14号の2様式中「政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」を「第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」に、「政令第43条の5第6項に規定する」を「上記の」に改める。

第15号様式中「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」を「第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」に改める。

第15号の2様式中「政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「政令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」を「第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、

当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。